

# 関西電力株式会社の電気料金の「遅延損害金」条項の変更回答について

2013. 1. 11

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、関西電力株式会社（以下、関西電力といいます。）の電気供給約款における電気料金の「遅延損害金」条項（早収料金・遅収料金制度）は消費者契約法9条2号（遅延損害金を年利14.6%に制限）に反すると考え、同社に対して、改善を求める交渉を行ってきました。一方、今まで同社からは、早収料金・遅収料金制度は消費者契約法9条2号に抵触しない旨の回答を受けていました。

このたび、同社から、早収料金・遅収料金制度を、年利10%の延滞利息制度に変更する旨の回答がありました。この結果、消費者契約法に反する問題点は解消されると考えますので、ここで交渉を終結します。

## 1. 交渉の経過

<a href="#">2011（平成23）年5月11日</a>	関西電力に対し、改善を求める申入書を送付した 経済産業大臣に対し、要請書を送付した
<a href="#">2011（平成23）年6月6日</a>	関西電力から、回答書が到着した
<a href="#">2011（平成23）年8月10日</a>	関西電力に対し、質問書を送付した
<a href="#">2011（平成23）年9月9日</a>	関西電力から、質問書に対する回答が到着した
<a href="#">2011（平成23）年10月31日</a>	関西電力に対して、再度の質問書を送付した
<a href="#">2011（平成23）年11月29日</a>	関西電力から、再度の質問書に対する回答が到着した
<a href="#">2012（平成24）年2月16日</a>	消費者委員会委員と適格消費者団体との意見交換会において、取組みを要望した
2012（平成24）年6月18日	関西電力の担当責任者が来訪され、意見交換を行った
<a href="#">2012（平成24）年11月26日</a>	関西電力が、経済産業大臣に対して、電気供給約款の変更認可を申請した。2013（平成25）年4月からの実施が予定されている
2012（平成24）年11月30日	関西電力の担当責任者が来訪され、延滞利息制度への変更申請について説明を受けた

## 2. 制度改善の内容

従来は、電気料金には早収料金と遅収料金の二種類があった。電気メーター検針日の翌日から20日間を早収期間として早収料金を請求。早収期間内に支払わなかった場合は、早収料金に3%加えた遅収料金を請求する制度であった。

変更後は、早収料金、遅収料金の区別を廃止し、料金は一種類になる。電気メーター検針日の翌日から30日目を料金の支払期日とする。それまでに支払わなかった場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて年利10%の延滞利息を請求する（ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払った場合は延滞利息を請求しない）制度になる。

※関西電力のホームページの「電気料金値上げ申請について」の中の「その他の変更内容」の欄に、同社の説明が掲載されている <http://www.kepco.co.jp/s-ryoukin/kojin/index.html>

## 3. 約款変更の内容

電気供給約款の中で、早収料金、遅収料金について規定されていた部分は削除され、延滞利息の規定が新設された（別紙の「電気供給約款 新旧対照表」を参照）。